

呉市公共施設再配置計画基本方針

1 呉市公共施設再配置計画の策定目的

本市は、昭和 30 年代から産業の発展や市域の拡大などによる人口急増に伴い、多くの公共施設を整備してきました。また、平成 17 年に完了した近隣 8 町との合併により、施設数は大幅に増加しました。

その結果、何らかの老朽化対策を必要とする築 20 年以上の施設が建築面積ベースで全施設の約 60 パーセントを占めています。

一方、本市の人口は昭和 50 年を境に減少傾向にあり、少子高齢化の進行やそれに伴う人口構成の変動、さらには急激な社会情勢の変化などの要因により、公共施設に対するニーズが多様化しています。

こうしたことから、新たな住民ニーズや地域の特性などに配慮しつつ、公共施設の活用方法や運営方法などを見直す「公共施設の再配置」を実施することで施設の活性化を図り、更なる市民サービスの質の向上への取組を行う必要があると考えています。

2 基本方針

公共施設の再配置に当たっては、当該施設の「利用実態」、「利用状況」、「施設維持管理費」、「用途別・地域別設置状況」などの客観的データを基に、次の基本方針により取り組んでいきます。

基本方針

- (1) 必要性の検証
- (2) 公平性の確保
- (3) 有効活用の促進
- (4) 管理運営方法の改善・改革

(1) 必要性の検証

公共施設ごとに、施設が持つ性質や位置付けなどを確認し、今後も市がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証します。

(2) 公平性の確保

公共施設の運営に係る経費は、利用者からの使用料や税などにより賄われています。このことから、施設の利用状況や配置状況などを基に、利用機会の公平性の確保に努めます。

(3) 有効活用の促進

本市の公共施設は、国などの補助金の交付を受けて整備したものが多数を占めています。今まではその補助目的に沿った利用が義務付けられていましたが、最近では柔軟な施設運営が認められ始めています。

複雑・高度化する社会の変化やそれに伴う住民ニーズの多様化が進展する中、公共施設においても、当初の設置目的とは異なった新たなニーズも生じています。今後も国などの動向を注視し、^{※1} 転用が可能な要件を満たした公共施設のうち、転用することにより、有効活用を図ることができると認められるものについては、こうした取組を行っていきます。

また、地域を取り巻く環境の変化などから、複数の公共施設を集約することも検討します。これにより一つの施設で多様なニーズに対応することが可能となり、利用者の利便性の向上が図れるものと考えています。

(4) 管理運営方法の改善・改革

市で設置・運営することが必要とされる公共施設においては、行政資源を投入することは不可欠である一方、管理運営の効率性についても検討する必要があります。引き続き、施設の管理運営について、指定管理者制度の導入や一部業務の民間委託により、当該経費の縮減に努めるとともに、市民サービスの向上を進め、利用者の満足度を重視した取組を行っていきます。

また、地域協働を推進する観点からも、「^{※2} 新しい公共」の考え方にに基づき、公共施設を地域に委ねることも検討します。これにより施設の柔軟な運営が可能となるとともに、地域の担い手育成や地域コミュニティの再生に大きく貢献するものと考えています。

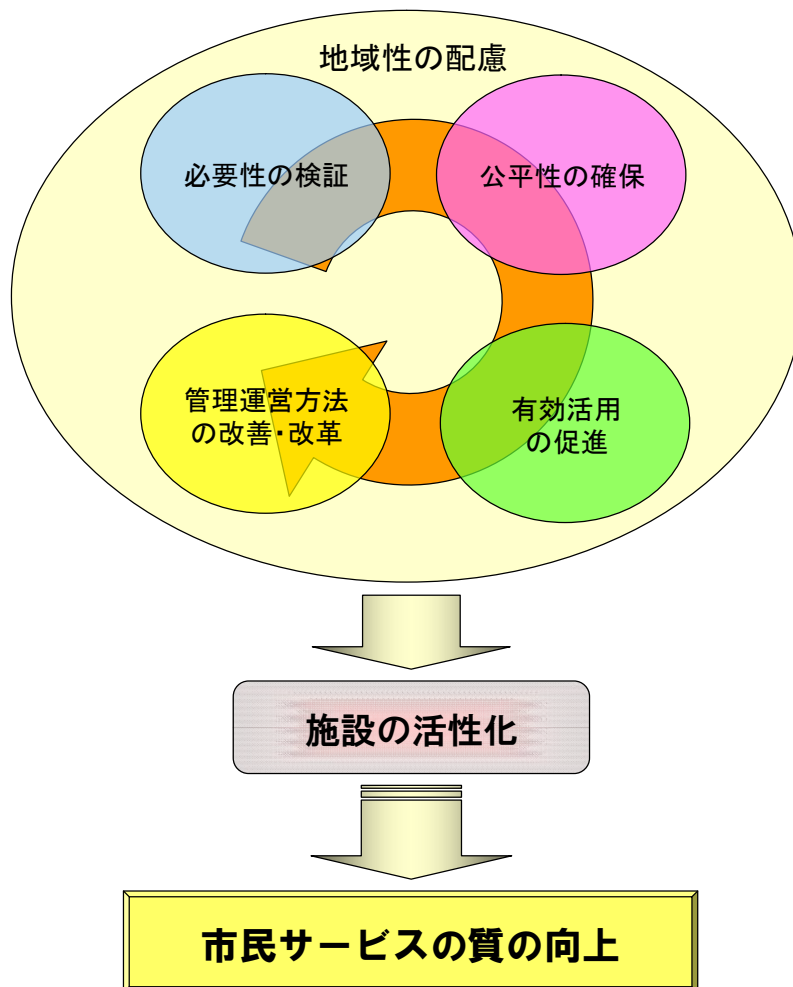
^{※1} 転用……施設を設置当初の目的以外の用途で利用すること。

^{※2} 新しい公共……「公共サービス」や「公共的サービス」の提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な団体(住民団体、NPO、企業など)が先進的・創造的に「公共」を担う仕組み

3 留意すべき事項

地域性の配慮

平成17年に完了した近隣8町との合併により、呉市は、多様な歴史・自然・文化・風土を有するまちとなりました。これらを育んできた地域の「つながり」や人々の心の「絆」を大切にしつつ、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを推進する観点から、地域と密接な関係にある公共施設については、それらに配慮した取組を行っていきます。



4 今後の展開について

今後は、この「基本方針」に沿って施設利用者などとの協議を行いながら、順次、用途別の分類を基本とした再配置計画を策定し、公共施設の活性化に向けた取組を進めていきます。